五〇　エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件　三一　73　二七
五一　冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件　三一　73　二七
五二　硬質ポリウレタンフォーム用原液の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件　三一　73　二七
五三　専ら噴射材のみを充塡した噴霧器の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件　三一　73　二八
五四　フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数　三一　73　二八
五五　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則第十五条並びに第十六条第一号イ及びロの規定に基づく区分及び換算係数を定める告示の一部を改正する件　三一　73　二八
五六　租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する件　三一　特11　八三
四　経済産業省、環境省
特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針の一部を改正した件　三〇　71　一四
五　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第一条第三項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八一七に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件　三一　72　一五
六　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　三一　74　一〇
〇特　許　庁
六　特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件　四　七
七　国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則に基づき国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件　一六　七
八　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第十五条第七号に基づき、同規則様式第七の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第十五条第七号に基づき、同規則様式第七の二の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件　一六　七
九　特許法等関係手数料令第二条の三第一号に規定する特許庁長官の定める比率を定める件　二七　七
〇国土交通省
二八四　租税特別措置法の規定に基づき国土交通大臣が定める区間の件　二　五
二八五―二八七　砂防法第二条の土地を指定する件　二　六
二八八　特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件　三　四
二八九―二九二　国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件　三　四
二九三―二九五　国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件　四　七
二九六　土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件　五　七
二九七　東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　五　七
二九八　大阪国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　五　七
二九九　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　五　七
三〇〇　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件　五　七
三〇一―三〇三　高速自動車国道に関する件　六　48　四七
三〇四―三〇六　砂防法第二条の土地を指定する件　九　六
三〇七　信号符字を点附した件　九　七
三〇八　信号符字を取り消した件　九　七
三〇九　船舶国籍証書を無効とした件　九　七
三一〇　平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件　九　七
三一一　雨水の利用の推進に関する基本方針を公表する件　一〇　五
三一二　水源地域対策特別措置法の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域整備計画を決定した件　一一　七
三一三　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一一　七
三一四　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件　一一　九
三一五　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一二　六
三一六―三一九　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　一二　八
三二〇　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　一二　八
三二一　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一二　八